



## ありがとうございます!! お客様の声

### 狭山市狭山台 S様より

古い家でも、古い物を大切に使いましょう。  
Ms設計さんの一言が 私達は感銘致しました。  
我が家はこれで行こうと、耐震補強、改修工事を決断しました。  
見積りの時は、事細やかに説明をしてくれ、分りやすかった。  
工事の予定表、業者リストなど事前に届どけられ、家の方の予定も立てやすかった。  
屋根工事後、打合せ通り雨の音も半減しました。  
我家の永年の悩みの種は夏の暑さ、  
空気孔、断熱材など、良きアドバイスにより、改修後はとても快適です。  
階段北側に窓を取付けてもらい、明るさ、風通しも抜群です。  
玄関廻り ドア等 ご苦勞をお掛けしました。気に入っています。  
工事はそれぞれ丁寧で、しっかりした仕事をしてくださいました。  
満足しています。  
良い人達との出合、良い仕事、本当に有難うございました。  
※ 外の階段の手摺、やっぱり少々長かったかなと思う。

S様は、狭山市と建築士会共催の耐震相談に来られた方で、縁あって当社で施工させていただきました。  
狭山市のほうでも、耐震診断・改修を勧めています。  
次回の耐震相談会  
11月19日(日) 9:30 ~ 4:00  
場所 狭山台公民館

### 雑誌の取材がやって来た!

雑誌『われらFP家族』の編集部の方が栗原様宅にやって来ました。  
この雑誌は、「生活の質」を大切にする人のための 応援マガジンとして、FPグループが年3回発行しています。  
その巻頭の「元気ですFPの家」のシリーズに、栗原様のお宅が載ることになったのです。(今までは、FPの家のユ-ザ-とし 読む立場でしたが、取材を受けることに。)取材は、FPの家に決めるまでの経緯や、こだわった部分への質問に、ご主人が熱心に語って下さいました。  
ご家族全員の写真も、やや緊張気味ながら笑顔で撮影。発行は9月末です。どんな感じか見てみたいという方は、「雑誌を見たい」ということで下されば、さっそくお送りいたします。

### 編集後記

年を重ねる度に、昔からの行事が懐かしく、大切に思えるようになりました。

もうすぐ十五夜です。お月見も日本らしい行事ですね。遠い日の記憶では、この夜は子供たちが、よそのお供え物をそつと貰ってもいい日でした。  
今年の十五夜は10月6日。  
十三夜は11月3日です。



こんにちは、「海老沢」です。

今回は「遺族年金」の要点をお知らせします。

遺族年金も障害年金と同じように2種類に分かれます。一般的には被扶養配偶者である奥様が受給するケースが多く、条件があります。



- ① 国民年金から「遺族基礎年金」を受けるためには、次のいずれかに該当したときです。  
国民年金は定額制をとっています。
    - 被保険者が死亡したとき、ただし保険料をきちんと支払っていたことが必要です。
    - 60歳以上65歳未満の人(日本に住所あり)が死亡したとき、この場合も保険料をきちんと支払っていたことが必要です。
    - 国民年金の「老齢基礎年金」をもらっている人が死亡したとき。
    - まだ請求をしていない「老齢基礎年金」のもらえる人が死亡したとき。大切なことは「遺族基礎年金」を受けることのできる遺族の範囲が決まっています、次の方々です。死亡の当時に
    - 1 子(18歳未満)のある妻であること、子の加算額があります。
    - 2 子だけの場合であること、何人かによって加算額があります。
    - 3 子がある妻は年額では  $792,100円 + 子加算額$
    - 4 子だけの場合は  $792,100円 + 他の子加算額$
  - ② 厚生年金から「遺族厚生年金」を受けるためには、次のいずれかに該当したときです。
    - 在職中(厚生年金保険に加入中)に死亡したとき。
    - 退職後に死亡であっても、在職中に医師にかかった傷病でその日から5年以内に死亡したとき、保険料をきちんと支払っていたことが必要です。
    - 1級または2級の障害厚生年金を受けていた人が死亡したとき。
    - 老齢厚生年金をもらっている方、又はもらう権利のある方が死亡したとき。この場合も「遺族厚生年金」を受けることのできる遺族の範囲が決まっています、次の方々です。
    - 1 死亡の当時その人によって生計を維持されていた、配偶者、子、父母、孫、祖父母で「遺族基礎年金」に比べて広範囲です。
    - 2 「遺族基礎年金」にも該当すれば両方から支給を受けられますが、該当しなければ「遺族厚生年金」が単独支給されます、受けることができる順位があります。
    - 3 支給額 子がある妻が受ける場合は  
 $報酬比例年金 \times 3/4 + 遺族基礎年金$   
子のない40歳以上の妻が受ける場合  
 $報酬比例年金 \times 3/4 + 中高齢の加算$   
その他の人が受ける場合は  
 $報酬比例年金 \times 3/4$   
となっています。
- 次回は、最近改正された年金制度についてお知らせ致します。

〒350-1317  
埼玉県狭山市南入曾1249-26  
社会保険労務士  
海老沢 正

Tel. 04-2959-7686  
Fax. 04-2959-7692